

大情審答申第 407 号
平成 27 年 12 月 22 日

大阪市教育委員会
委員長 大森 不二雄 様

大阪市情報公開審査会
会長 松本 和彦

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成27年2月5日付け大市教委第2796号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成 26 年 11 月 20 日付け大市教委第 2173 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、「基礎から学ぶ放射線セミナー」収支予算書の科目及び金額を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 26 年 11 月 9 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、「2011 年 8 月～9 月に実施された『基礎から学ぶ放射線セミナー』（主催：放射線知識普及連携プロジェクト）の大阪市教育委員会後援名義使用承認にかかわるすべての文書」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「後援名義使用承認申請書」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、個人の氏名、印影、所属名及び役職名、予算書における科目、金額及び内容（以下「本件非公開部分」という。）を公開しない理由を次のとおり付して、条例第 10 条第 1 項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第 7 条第 1 号に該当

（説明）

個人の氏名、印影、所属名及び役職名については、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照会することにより、特定の個人が識別さ

れる情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため

条例第7条第2号に該当

(説明)

予算書における科目、金額及び内容については、当該団体の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより当該団体の事業運営が損なわれるおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため」

3 異議申立て

異議申立人は、平成27年1月13日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 放射線知識普及連携プロジェクト実行委員会(以下「実行委員会」という。)委員の名前(幹事・顧問名をふくめて)の公開を求める。

実行委員会委員の委員名は、幹事・顧問名も含めて公開されるべき性質のものである。2012年9月末現在の委員の名前が関西原子力懇談会(以下「当該懇談会」という。)のホームページに公開されており、そこに名前が出ている委員については、文科省情報提供文書でも名前が公開されている。

2 「基礎から学ぶ放射線セミナー」(以下「放射線セミナー」という。)の収支予算書(以下「本件収支予算書」という。)の科目・金額・内容の公開を求める。

本件収支予算書の科目・金額・内容は、教育委員会の後援を得て実施するような催しの場合、公開すべき性質のものであり、「公にすることにより、当該団体の事業運営が損なわれるおそれがある」とはいえない。実際、文科省情報提供文書では、科目・金額については公開されている。

3 私は、実行委員会の放射線セミナーが、実体としては、原子力産業の発展を目的とし、関西電力から多くの活動資金が提供されている当該懇談会の事業なのではないかという強い疑いを持っていた。原子力産業のために「放射線は怖くない」という宣伝をすることを目的とした放射線セミナーに大阪市教育委員会の後援名義使用を認めるべきでなかったと考えている。後援名義使用許可の可否を判断する上で、実行委員会委員の名簿(以下「本件名簿」という。)や本件収支予算書は重要な情報である。それを「個人情報だ」とか「当該団体の事業運営に支障をきたす」とかの理由で非公開にすることは、情報公開の趣旨に反した運用だと考える。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1号に該当するため。

個人の氏名及び印影については、第7条第1号の趣旨に則り、非公開とした。

また、所属名及び役職名に関しても、これを公にすることで、特定の個人を識別することができるため、非公開とした。

なお、当該懇談会のホームページ上で掲載がなされている名簿と本件名簿とは、作成時点が異なっており、同一の情報と解することはできないため、異議申立人が主張する同一人物が記載されているかどうかに関わらず、非公開とした。

2 条例第7条第2号に該当するため。

本件収支予算書における科目、金額及び内容はすべて、第7条第2号に示されるとおり、放射線知識普及連携プロジェクト（以下「本件団体」という。）の事業活動を行う上での内部管理に属する事項であり、当該団体の権利、その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、公開することはできない。異議申立人が主張する教育委員会が後援する催しが、当然、公開すべき性質のものであるということにはならない。本件においては、公にすることで、当該団体の事業運営が損なわれるおそれがあると認められるため、非公開とした。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 本件文書について

本件文書は、放射線セミナーの開催にあたり、実施機関の後援名義使用の承認を求めるため、本件団体が実施機関に対して提出した申請書類一式である。

また、本件文書は、申請書のほかその添付書類である本件団体の規約、本件名簿、放射線セミナーのパンフレット、本件収支予算書から構成されている。

3 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号及び第2号を理由に本件非公開部分を非公開とする本件決定を行ったのに対して、異議申立人は本件名簿に記載された実行委員会の委員氏名、本件収支予算書の科目、金額及び内容を公開すべきであるとして争っている。

したがって、本件異議申立てにおける争点は、委員氏名の条例第7条第1号該当性及び本件収支予算書の科目、金額及び内容の条例第7条第2号該当性である。

4 委員氏名の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている公文書は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 委員氏名の条例第7条第1号該当性について

ア 委員氏名は個人の氏名であることから、条例第7条第1号本文に該当し、その性質上同号ただし書イ及びウに該当しない。

したがって、委員氏名の条例第7条第1号ただし書ア該当性について以下検討する。

イ 条例第7条第1号ただし書アは、「法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

ここで、実施機関によれば、後援名義の申請を行った団体の委員氏名について、これを公にすることとした法令等は存在しないし、公にされる慣行も見当たらないとのことである。

なお、異議申立人は、前記第3の1のとおり、平成24年9月末時点の委員氏名が当該懇談会のホームページに公表されていた旨、主張しているが、当審査会が事務局職員をして確認させたところ、現時点においては、当該懇談会のホームページにおいて実行委員会の委員氏名が公表されている事実は認められなかった。

したがって、委員氏名は公にされているとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当しない。

5 本件収支予算書の科目、金額及び内容の条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として公開しないことができると規定している。

そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、①法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開することにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、②経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、③その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

なお、同号ただし書において、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は、条例第7条第2号本文に該当する場合であっても、公開しなければならない旨規定している。

(2) 本件収支予算書の科目、金額及び内容の条例第7条第2号該当性について

ア 科目及び金額について

当審査会において本件収支予算書を見分したところ、科目については、この種の事業を開催するにあたって、一般的に想定される程度の科目に過ぎないものであった。

また、本件収支予算書は、本件団体の全体の事業に関するものではなく、あくまでも本件団体の活動の一環としての放射線セミナーのみに関するものである。

したがって、科目及び金額については、放射線セミナーを開催するにあたっての費用について、どの程度の金額をどの科目に配分するかといった内容の記載に過ぎず、これらを公開しても、本件団体の全体の事業についての具体的な取り組み状況が明らかになることはなく、ただちに本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められず、条例第7条第2号には該当しない。

イ 内容について

当審査会において本件収支予算書を見分したところ、内容欄には、放射線セミナーの開催にあたっての各科目についての詳細な積算内訳が記載されていた。

収支予算にかかる費用の詳細な積算内訳は、本件団体の放射線セミナーを開催するにあたっての予算配分の詳細部分であって、放射線セミナーの運営方針の機微ともいえるべきこれらの情報を公開すると、本件団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、また、その性質上、同号ただし書に該当しないことは明らかである。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 西村枝美、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成26年度諮問受理第233号

年 月 日	経 過
平成27年2月5日	諮問及び実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成27年5月26日	審議 (論点整理)
平成27年6月22日	異議申立人から意見書の提出
平成27年7月14日	異議申立人意見陳述
平成27年9月1日	実施機関理由説明
平成27年9月15日	審議 (論点整理)
平成27年10月13日	審議 (答申案)
平成27年11月17日	審議 (答申案)
平成27年12月22日	答申